



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 11 日 (火)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（1）（警務課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月11日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(刑事企画課)</p> <p>第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 犯罪手口の記録の管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(捜査第1課)</p> <p>第20条 捜査第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 機動捜査隊においては、<u>第1項第8号</u>に掲げる事務を処理する。</p>	<p>(刑事企画課)</p> <p>第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(捜査第1課)</p> <p>第20条 捜査第1課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 犯罪手口に関すること（被疑者写真票に関することを除く。）。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>3 機動捜査隊においては、<u>第1項第9号</u>に掲げる事務を処理する。</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。